官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務一）　一
〔省　令〕
○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務二〇）　六
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　七
〔法規的告示〕
○総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する件（総務六二）　九
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二〇）　一〇
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務五三）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
会社その他
会社決算公告　八三
八七

府令・省令

内閣府
法務省
財務省令第一号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百八十四条の規定に基づき、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月四日

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき